

準を比較することはできない<sup>8</sup>。また、「国民生活基礎調査」と「全国消費実態調査」の相対的貧困率には推計方法が同一であるにもかかわらず大きな乖離があるが、これについては次節で詳述する。

図3によると、高度成長期に絶対的貧困率が急激に減少しており、これは図2-Cにみた同時期の平均寿命の急激な上昇とも整合的である。実際、日本人の平均寿命は1960年代に英米仏を上回り、1970年代には北欧を抜いて世界でも最長となった。そして、この未曾有の長寿化が1980年代以降の急速な高齢化をもたらすことになる。また、相対的貧困率も高度成長期に急速に低下しており、所得分布の下位において格差が縮小した。このように1950年代から1970年代にかけては貧困が絶対的にも相対的にも減少する一方で、上位所得層のシェアには大きな変化がなく（図2-B）、結果として中間層が大きく拡大したのである。日本人の社会階層意識に関する調査においても、1960年代後半にはすでに「一億総中流」と呼ばれる広範な中流意識の形成が見られ、安定成長期を通じて今日に至るまで極めて安定的に推移している（内閣府「国民生活に関する世論調査」）。

### 3. 2 日本型平等社会の特質

こうして高度成長期に形作られ、安定成長期に確立した「日本型平等社会」は、その成立期の歴史的条件を反映した幾つの特徴を持つ。第一に、日本型企业システムは、重工業を中心とする製造業大企業において生み出された制度を雛形とするため、基幹となる労働者は男性に限定され、女性を初めから対象外とする「男性正社員モデル」を基礎におく。第二に、日本型の平等主義は個人ではなくあくまでも「世帯」を単位とした平等であり、男性正社員と専業主婦から構成される世帯を標準世帯とした家庭内の性別役割分業を前提としている（大沢 2007）<sup>9</sup>。ただし、世帯所得の平等は必ずしも個人所得の平等を意味するものではなく、世帯内の所得配分は平等であるという暗黙の仮定が置かれている<sup>10</sup>。第三に、日本型平等社会の特徴は、政府による再分配前の「市場所得における平等」であり、北欧の福祉国家

---

<sup>8</sup> 和田・木村（1998）は、1960年の生活保護受給世帯の世帯人員別平均消費額（一般世帯消費額の4割にあたる）を貧困線に設定し、これを基準に1953-1993年の絶対的貧困率（各年において実質消費額が1960年貧困線未満の者の割合）および相対的貧困率（各年において消費額が一般世帯消費額の4割未満の者の割合）を推計している。「国民生活基礎調査」と「全国消費実態調査」はともに等価可処分所得の中央値の50%を貧困線に設定している。

<sup>9</sup> アメリカでも *male-breadwinner model*（男性稼ぎ主型）が1960年代までは主流だったが、その後女性の社会進出に伴って後退した点で、日本とは大きく異なる（Goldin 2006）。

<sup>10</sup> 一人当たり世帯所得の標準的な代理変数である等価世帯所得（世帯所得を世帯員数の平方根で割った値）でも、世帯所得の世帯員への平等な配分を仮定している。しかし、脚注27にみるように、近年の実証分析はこの仮定が成立しないことを明らかにしている。

モデルのように政府の介入によって実現される事後的な平等ではない<sup>11</sup>。そして、日本型モデルは再分配政策に頼らずに平等が達成されることを前提としているため、特に貧困者の救済に政府の果たす役割が小さく、民法の定める「親族の扶養義務」を基礎に、家族による私的扶助が重要な役割を担っている。

第三の点についてももう少し補足する。日本は戦後を通じて先進国の中でも GDP に占める社会保障支出の割合が非常に低く、アメリカに並ぶ福祉小国 (small welfare state) に分類される (Estevez-Abe 2008)<sup>12</sup>。一般に、社会保障は社会保険 (老齢・疾病・障害・失業等の生活リスクに対する保険) と公的扶助 (最低限度の生活を保障するための貧困者救済) に大別されるが、日本の再分配制度は前者が中心であり、国際的にみても公的扶助が極めて限定的である (阿部 2013)<sup>13</sup>。さらに、年金や医療保険に代表される社会保険は制度上、所得階層間の所得移転を目的とするものではなく、むしろ保険料負担等において逆進性を持つことも多いため、日本型の社会保障制度は高所得層から低所得層への再分配機能が低いという特徴を持つ (小塩・田近・府川 2006; Oshio 2006)。

#### 4. 低成長期の所得格差の動向

高度成長期から安定成長期を経て確立された日本型平等社会はしかし、1980年代以降の社会経済環境の変化によってその前提条件が根本から揺らぐことになる。第1の変化は人口動態と社会構造の変化による少子高齢化と世帯規模の縮小の急速な進展である。第2の変化は経済のグローバル化と東アジア諸国の産業化に伴う国際競争の激化、特に3つの金融危機 (1992年のバブル崩壊、1997年のアジア通貨危機、2008年のリーマンショック) と長期的な景気低迷である。メディアの報道では、格差拡大は経済環境の変化と結びつけて語られることが多いが、以下でみるように人口の高齢化と世帯規模の縮小が所得格差に与える影響は極めて大きく、Ohtake and Saito (1998)、大竹 (2005)、白波瀬 (2009)、小塩 (2012) が指摘するように、これらの要因を考慮しないことは長期不況の影響を過大評価することになる。

---

<sup>11</sup> ボウルズ (2012) は平等主義的資本主義には「北欧型」と「東アジア型」の二つの類型があるとし、北欧型は不平等なストックの分布から生み出されるフローを平等化するのに対し、東アジア型 (台湾・韓国・日本) はストックの分布そのものが平等であるために平等主義的配分が実現しているとする。

<sup>12</sup> 日本の公的対社会支出の対 GDP 比率は、1995年までは15%以下とアメリカを下回り先進国の中でも最低水準だった。1995年以降は先進国の中位程度まで比率が上昇しているが、これは高齢化に伴う年金・医療保険の支出増大のためである (OECD Social Expenditure Database)。

<sup>13</sup> 日本が福祉小国でありながら平等主義的社会を実現していることは一見矛盾しているかに見えるが、Estevez-Abe (2008) が指摘するように、日本政府は原則として産業政策や雇用政策を通じて再分配前の市場所得の平等性を確保しており、これらの政策によって福祉政策を代替しているといえる。

特に重要なのは、高齢化により高齢者が増えただけではなく、高齢者のみの世帯が増えたことである。この点を明確にするために、図4-Aによって65歳以上の高齢者のいる世帯の世帯構造の推移をみる。安定成長期の1975年には半数以上(54%)の高齢者が三世帯世帯に暮らしていたが、その割合は1995年には33%、2013年には13%と急速に低下している。その一方で、単独で暮らす高齢者の割合は1975年の8.5%から2013年の25.6%へと急増し、しかもその大多数は女性である。図4-Bに示す実数でみると、1986年から2015年までに、男性の高齢単独世帯は25万世帯から195万世帯へ、女性の高齢単独世帯は104万世帯から429万世帯へ、夫婦のみの高齢者世帯は100万世帯から600万世帯へとそれぞれ急増している(厚生労働省「国民生活基礎調査」)。高齢者の非同居化の一因は、公的年金の充実等により独立した生計を保てる高齢者が増加したことにより、必ずしも生活水準の低下を意味するものではないが、後にみるように高齢単独世帯と貧困は密接な関係がある。以下では、低成長期の格差の動向をジニ係数、上位所得シェア、貧困率によって把握する。

#### 4.1 ジニ変数の動向

初めに代表的な政府調査である「所得再分配調査」と「国民生活基礎調査」と「全国消費実態調査」について、調査別かつ所得概念別のジニ係数の推移をみておく<sup>14</sup>。図5には、「所得再分配調査」の当初所得と再分配所得に基づくジニ係数(いずれも政府公表値)、そして「国民生活基礎調査」と「全国消費実態調査」の各々について等価市場所得と等価可処分所得に基づくジニ係数(いずれもOECDの定める所得概念と推計方法による推計値)を示している(西崎・山田・安藤 1998; OECD 2016)。ここで「等価所得」とは世帯所得を世帯員数の平方根で割った値であり、世帯規模(およびそれに伴う規模の経済)を考慮した一人当たり世帯所得を表す。

なお、「所得再分配調査」のジニ係数の公表値はメディア等によく引用されるが、等価所得ではないために世帯規模の縮小がジニ係数の上昇要因となっていること、また調査対象や所得定義が他調査と異なりジニ係数の過大推定になっていることから、利用には注意が必要である(大竹・齊藤 1999; 舟岡 2001)。これに対して、「国民生活基礎調査」と「全国消費実態調査」はより代表性の高い大規模調査であるが、同じ所得概念を用いているにもかかわらず、両調査に基づくジニ係数には(図3でみた相対的貧困率と同様に)大きな乖離がある。OECD データベースには「国民生活基礎調査」の数値が採用されていることもあり、こ

<sup>14</sup>この他にも各種の政府統計を用いたジニ係数の推計があるが混乱を招くため、ここでは省略する。各種調査におけるジニ係数の比較については梅溪(2000)、舟岡(2001)、湯上(2003)、田辺・鈴木(2013)を参照されたい。

の問題は国会でも話題となった。内閣府・総務省・厚生労働省（2015）の分析では、両調査の乖離は調査系統や回収率の違いによるもので、それぞれ一長一短がありどちらの数値がより正しいとはいえないという結論を得ている。従って、本論文ではジニ係数と貧困率の水準については「国民生活基礎調査」の数値を上限、「全国消費実態調査」の数値を下限とみなして分析を進める。このように図5の示すジニ係数の水準については留意が必要だが、趨勢に注目するとどの調査でも1980年代以降に上昇に転じており、特に再分配前の市場所得において上昇率が大きい。

次に国際比較の視点から、表1にOECDの主要14カ国についてジニ係数とそのランキングの推移を示す。まず、パネルAの再分配前の等価市場所得についてみると、日本はすでにジニ係数が上昇を始めていた1995年においてもなお、先進国の中では最も不平等度の低い国であった。しかし、その後は次第に順位を上げ、2010年には14カ国中6位にまで不平等度が上昇している。一方、パネルBの再分配後の等価可処分所得でみると、いずれの年も北欧型福祉国家が最もジニ係数が低く、その対極にあるアングロサクソン諸国がジニ係数の上位を占めている。日本は全期間を通じて5位以内の上位に位置しており、市場所得では最も平等な国だった1995年においても可処分所得では特に平等な国ではなかった。これは「日本型平等社会」の特徴が再分配前の平等にあり、かつ政府の再分配機能が低いことの表れである（太田2000）。なお、前述のように表1の日本のジニ係数は「国民生活基礎調査」に基づく数値だが、代わりに「全国消費実態調査」の数値を用いると、市場所得においても可処分所得においても、日本の不平等度の国際的順位は大きく下がるが、趨勢についてはほぼ同様である。

次に、高齢化がジニ係数に与える影響をみるために、図6では対象を生産年齢層（18-65歳）に限定したジニ係数と全年齢層のジニ係数の推移を比較する。等価市場所得では生産年齢層の方が顕著にジニ係数の上昇幅が低いのにに対し、等価可処分所得では年齢層によるジニ係数の差がほとんど見られない。これは等価市場所得における不平等化の最大の要因は高齢化にあること、そして再分配によるジニ係数減少の主要な効果は高齢層で発生していることを示唆している。この点については、貧困率の分析においてより明らかになる。

さらに、Lise et al. (2014)の「家計調査」の個票を用いた分析によって、世帯員が二人以上の労働年齢世帯（世帯主25-59歳）を対象を限定した所得分布の動向をみよう。図7は等価市場所得（パネルA）と等価可処分所得（パネルB）について、1981年から2008年までの所得分布の二十分位値の年次変化（1981年を基準とする実質所得）を示したものである。図中のp5は下位5%分位値、p50は中央値の所得を指す。パネルAから直ちにわかることは、高齢者世帯と単独世帯を除いた労働年齢世帯においても全期間を通じて市場所得が不平

等化していること、そして、所得の上位層における格差の拡大に比べて、下位層における格差の拡大の方がはるかに大きいことである。すなわち、格差拡大の主な原因は、富裕層の富裕化ではなく、下位 25%の低所得層の相対的貧困化にある。さらに、1990 年代半ば以降は絶対的水準において中央値以下の分位所得が減少しており、しかも低所得層であればあるほど減少幅が大きい。また、パネル B が示すように、政府による再配分は格差の拡大を多少は緩和しているが、ボトム 10%の低所得層の貧困化に対してはほとんど効果が見られない。換言すれば、日本においては、高齢者世帯の動向とは独立に、労働年齢世帯においても「低所得層の貧困化」によって格差が拡大している。

#### 4. 2 上位所得の動向

図 7 は、日本では「富裕層の富裕化」が起きていないこと示唆するが、分析で用いている「家計調査」は標本数が少なく上位 5%分位より上の所得層を把握することはできない。そこで 図 2-B によって、近年の上位 1% および 0.1%所得シェアの動向を見ると、1990 年代半ばから 2008 年のリーマンショックまで緩やかに上昇した後に減少に転じている。また、富裕層の富裕化が進むアメリカでは、上位所得層であるほど所得の上昇率が大きいですが、日本ではそのような傾向は見られない (Moriguchi and Saez 2008)。<sup>15</sup>

アメリカにおける上位所得シェアの上昇の大きな要因は、①重役報酬の高額化による上位労働所得の拡大と②富の集中による上位資本所得の拡大である。日本でも、上場企業に役員報酬 1 億円以上についての開示が 2009 年に義務付けられて以来、報酬 1 億円以上の役員数は増加傾向にあるが、2015 年においてもその数は 414 人に留まっている (東京商工リサーチ 2015)。図 8 は日米における役員報酬上位 10 人の報酬額を比較するものだが、日本の報酬水準はアメリカを大きく下回り、さらに興味深いことに日本の上位 10 人のうち 1 位と 2 位を含む 6 名が海外からリクルートされた外国籍の役員である。アメリカ企業については、効率性の観点から経営者報酬が過大であるかを検証する多くの実証分析があり、論争が続いている (Murphy 2012)。日本の役員報酬が労働生産性に対して過小であるか過大であるかもすぐれて実証的な問題であり、今後の研究の進展が待たれる。

日本ではデータの制約から上位資本所得の分析が難しい<sup>16</sup>。税務統計を用いた上位所得の推定においても、利子・配当には源泉分離課税が適用されるため上位資本所得を正確に把握

<sup>15</sup> 大竹・小原 (2010) も「全国消費実態調査」個票を用いて上位所得シェアと下位所得シェアを推計し、同様の結論を得ている。

<sup>16</sup> 資産格差の研究には高山 (1992)、石川 (1994)、橘木 (1998) などがあるが、データの制約が大きくデータ整備が急務の課題である。

することができない。このような限界はあるものの、Moriguchi (2016) の 1956-2006 年の税務統計を用いた上位所得者の所得階層間移動の分析によると、日本では上位 1%層（富裕層）の 1 年残存率は高水準で安定しているが、上位 0.1%層（超富裕層）の 1 年残存率は資産市場の高騰期に大きく低下する。これは土地や株式の高騰によって巨額の譲渡益を受け取った人々が一時的に上位 0.1%層に入りメンバーが入れ替わるためであり、日本では高額所得者が必ずしも大資産家ではないことを示唆している。これに対して、アメリカでは上位所得層が上位資産層にも属する傾向が強まっており、所得と富の集中を示唆している (Austen, Gee, and Turner 2013; Atkinson and Lakner 2013; Saez and Zucman 2014)。

以上を総合すると、日本でも上位所得シェアの緩やかな上昇は見られたが、ピケティの憂慮するような「富裕層の富裕化」が進んでいるとは言い難い。次節では、日本の直面する課題は「貧富」の拡大ではなく、貧困の拡大であることを明らかにする。

#### 4. 3 相対的貧困率の動向

貧困層の動向を定量的に把握するために、まず相対的貧困率の変化を観察する。図 3 によると、日本における相対的貧困率は高度成長期に大きく減少した後、1980 年代から上昇に転じている。世界的な趨勢と比較するために、図 9 に OECD 主要 10 カ国における相対的貧困率の推移を示す。パネル A によって等価市場所得における貧困率をみると、日本は 1985 年には 12.5%と主要国の中でも飛び抜けて貧困率が低かったが、2012 年には 32.8%にまで上昇しフランス、ドイツに次ぐ高い貧困率を示している<sup>17</sup>。

パネル B によって等価可処分所得における貧困率をみると、いずれの国においても再分配によって貧困率が下がるが、特に再分配前の貧困率が常時 30%を超えていたフランスでは、再分配後には貧困率が 8%以下にまで低下している。これに対して、アメリカと日本（および韓国）は他国に比べて再分配効果が小さいため、可処分所得では全期間を通じて貧困率の最上位を占めている。日本の貧困率が 2009 年には 16.0%に達し、アメリカの 16.5%に近づいたことはメディアでも大きく報道された。また、子どもの貧困率も同年に 15.7%に上昇し、子どもの「6 人に 1 人は貧困」であることは衝撃を持って受け止められたのである。

ただし、図 9 の日本の数値は「国民生活基礎調査」に基づくものであり、「全国消費実態調査」の相対的貧困率とは 5 パーcentageポイントの乖離がある（図 3）。後者の数値では可処分所得における日本の貧困率は 2009 年では 10.1%で「10 人に 1 人が貧困」であり、

---

<sup>17</sup> 以下でもみるように、日本における再分配前の貧困率の急上昇の大きな要因は高齢化（高齢者比率の増加）である。公的年金は市場所得に含まれないため、年金を主収入とする高齢者は市場所得において貧困であるが、可処分所得においても貧困であるとは限らない。

主要先進国の中位程度に位置する。従って、貧困率の水準の高さとその国際的順位についてはおそらく過度に悲観的になるべきではない。しかし、より憂慮すべき点は、どちらの調査でも 1997 年から 2012 年にかけて貧困線が実質値で減少しているにもかかわらず相対的貧困率が上昇している点である。これは同時期に絶対的な貧困率も上昇していることを意味しており、このような日本の状況は先進国の中でも特異である。

それでは、どのような人々が貧困にあるのだろうか。「国民生活基礎調査」の個票データを用いた阿部（2015）の分析によると、再分配後の等価可処分所得において、男女ともほぼ全ての年齢層で 1985 年から 2012 年にかけて相対的貧困率が上昇しており、2000 年代に入ってからには特に 20-24 歳の若年層で顕著な上昇が見られる。これは貧困率の上昇は高齢化だけでは説明できないことを示唆する。図 10 は、2012 年の男女別年齢階層別の再分配後の相対的貧困率を示しているが、男性については高齢層よりも若年層において貧困率が高く、20-24 歳層において最も高い（22%）。女性についてはほぼ全ての年齢層において男性よりも貧困率が高く、後期高齢層において貧困率が最も高くなっている（23-25%）。

次に、図 11 によって男女別年齢層別の再分配による貧困率の削減効果をみる。同じく「国民生活基礎調査」個票を用いた分析だが、年は 2010 年と少し異なる（阿部 2011）。図から直ちに明らかなのは、再分配効果が高齢層に集中している点であろう。高齢者の貧困率が再分配前の 64%から男性は 15%、女性は 23%へと大きく低下しているのに比較すると、現役世代と子どもについては再分配効果が非常に小さい。これは政府の再分配政策が年金を中心とする社会保険に手厚く、生活困窮者への公的扶助については限定的であることを反映している<sup>18</sup>。

図 12 は再分配後の貧困率を年齢層別および世帯種類別に示すものである（阿部 2011）。現役世代（20-64 歳）の夫婦を含む「標準世帯」では貧困率は 10-12%であるのに対して、男性の高齢単独世帯では 29%、女性の高齢単独世帯では 47%、母子世帯では 48%と再分配後でも非常に高い貧困率となっている。ただし、母子世帯は 1986 年の 55 万世帯から 2013 年の 82 万世帯に増加はしているものの、絶対数も増加率も小さいために貧困率の上昇に対する寄与はそれほど大きくない。これに対して、高齢単独世帯（うち 8 割は女性）は 1986 年の 128 万世帯から 2013 年の 573 万世帯へと急増しており、貧困率上昇の重要な要因となっている。

さらに、石井・樋口（2015）の 2011 年「日本家計パネル調査」個票を用いた分析による

---

<sup>18</sup> 年金は定額部分と報酬比例部分からなり、現役時の労働所得が高いほど給付額が大きいという逆進性を持つために、貧困層が高齢者となった場合に貧困を削減する機能を持たないことに留意したい。

と、世帯主が 20-64 歳の現役世帯においては、「正規労働世帯」（世帯主が正規労働者でその他の世帯員が正規または無業の世帯）の貧困率は 5%であるのに対して、「非正規労働世帯」（世帯主が非正規労働者でその他の世帯員が非正規または無業の世帯）は 21%、「無業世帯」（世帯主およびその他の世帯員が無業の世帯）は 46%であり、貧困世帯全体の 54%を非正規労働世帯が占めていた。すなわち、労働年齢世帯については、非正規雇用の世帯主の増加が貧困率の上昇要因であることを示唆している。

#### 4. 4 生活保護受給率の動向

貧困層の動向を表すもうひとつの指標として、公的扶助の根幹をなす生活保護の受給動向を見ておきたい。図 13 は 1951 年から 2014 年までの生活保護受給者数と受給率（対人口比率）を示したものである。受給者数は現制度の設立当初の 204 万人から 1995 年には 88 万人まで減少したが、それから上昇に転じている。特に、2008 年 9 月に起きたリーマンショック後に受給者が急増し、2011 年には 207 万人と「戦後最多」を更新したことは大きな注目を集め、人々に「格差社会」の到来を印象付ける契機となった。ただし、戦後の人口増を考慮した受給率でみると、2011 年の生活保護受給率は 1.6%に留まり 1951 年の 2.4% を超えるものではない。

生活保護を受給する資格があるのは、原則として、世帯収入が保護基準を下回る世帯であり、保護基準は一般世帯の消費水準に基づいて設定されている<sup>19</sup>。従って、理論的には生活保護受給率は保護基準を貧困線とする相対的貧困率に等しいと予想される。だが、日本の生活保護制度は、保護に先立って①生活困窮者の自助努力（持てる能力や資産その他の活用）と②民法の定める親族による扶養義務を優先する<sup>20</sup>。そのため、申請者は受給資格の認定にあたって、収入だけではなく貯蓄・資産・就労能力・扶養可能な親族の有無についても審査を受けなければならない。そして、これらの要件をどれだけ厳格に審査するかについては行政に裁量があり、時々の保護行政の運営方針に大きく依存する（和田・木村 1998；阿部 2013）。換言すれば、生活保護受給率は（保護基準を貧困線とする）相対的貧困率のみではなく、行政の審査基準にも影響されるため、貧困率を大きく下回る傾向にある<sup>21</sup>。実際、

---

<sup>19</sup> 1984 年以降、保護基準は一般勤労世帯の消費水準の 6 割に設定されている（和田・木村 1998）。

<sup>20</sup> 公的扶助の給付に先立って「親族による扶養義務」を規定するのは、OECD 諸国の中でも日本、スイス、オーストリアなど少数であり、北欧では親族の扶養を想定しない「給付資格の個人化」が進展している（埋橋 2013）。

<sup>21</sup> 日本における近年の捕捉率（＝生活保護を実際に受給している世帯／世帯所得が保護基準未満の世帯）は推定で 10-20%であり、国際的にみても低い水準だとされる（橘木・浦川 2006；阿部



図 13 にみる 1980 年代後半の受給率の急落の背景には、景気上昇に加えて 1981 年厚生省通知による審査の強化（いわゆる保護の「適正化」）があった（四方・田中 2011）。

それでは 1990 年代半ばからの急速な受給率の上昇はどのような要因によるものだろうか。生活保護世帯は統計上、高齢者世帯・母子世帯・障害者世帯・傷病者世帯・その他世帯に大別される（図 14）。その中でも、保護を受ける高齢者世帯は 1995-2014 年に 25 万世帯から 76 万世帯へと急増し、2014 年には生活保護世帯の 48%を占めているが、その 9 割は高齢単独世帯である（厚生労働省「福祉行政報告例」）。高齢者世帯の受給率をみると同期間に 4%から 6%に上昇しており、高齢化（高齢者世帯割合の増加）と高齢層の貧困化（高齢者世帯受給率の増加）の双方の進行がみられる。四方・田中（2011）の分析によると、1995-2004 年の生活保護受給率の上昇の 6 割近くは保護を受ける高齢者世帯の増加によって説明され、その大半は高齢単独世帯割合の増加（高齢単身化）によるものであった。また、周・鈴木（2007）の 1995-2005 年の都道府県別パネルデータを用いた分析によると、高齢化と失業率はともに保護率に対して正で有意な影響を持つが、前者の方がはるかに大きな説明力を持ち、さらに前期高齢者世帯の受給率の上昇（貧困化）と後期高齢者世帯の世帯割合の増加（超高齢化）が重要な要因であった。これらの分析は少なくともリーマンショック以前の受給率の上昇は、経済的要因よりも高齢化の方が大きな要因であったことを示している。

図 14 によると、生活保護世帯の中では「その他世帯」も 1995 年の 4 万世帯から 2014 年の 28 万世帯へと急増しているが、特に 2009 年以降の増加が著しく、2014 年には全保護世帯の 18%を占めるに至った。「その他世帯」とは、高齢者でも障害者でも傷病者でもなく母子家庭でもない比較的健康的な現役世帯を指す。世帯類型別の生活保護開始理由によると、「その他世帯」については失業を理由とする世帯が 2009 年以降に急増している。一般に、2009 年以降の生活保護受給者の急増は、リーマンショックによる景気の悪化で失業者が増え、生活保護申請者が急増したためだという理解が浸透しており、これらのデータも一見この仮説を支持するようにみえる。

しかし、同時に、リーマンショック後にホームレスが急増して社会問題化したことを受け、2009 年の 3 回にわたる厚生労働省通知によって審査基準が緩和され<sup>22</sup>、それまでは受給が困難だった「就労可能層」に生活保護の対象が拡大されたことにも留意したい（阿部

---

2013)。

<sup>22</sup> 厚生労働省は 2009 年 3 月に「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」および「現下の雇用状況を踏まえた取組について」という通知を出し、同年 10 月にさらに「緊急雇用対策における貧困・困窮者支援のために生活保護制度の運用改善について」という通知を出した。

2013)。すなわち、リーマンショックを契機として、それまでは自己責任とされてきた貧困層に新たな光があたり「貧困の再発見」が起こったともいえる。周・鈴木（2012）の長期時系列データを用いた分析によると、2009年以降の保護率の上昇は景気変動のみでは説明できない部分も大きく、高齢化に加えて、行政の運営指針の変化も重要な要因であったことを示唆する。換言すれば、1990年代半ば以降の生活保護受給率の上昇は、高齢化と保護行政の変化による影響も大きく、すべてを経済環境の悪化によるものとみなすことはできない。

#### 4. 5 非正規雇用の動向

ここまでの分析では、日本における1990年代以降の「低所得層の貧困化」には、高齢者世帯に関わる要因と労働年齢世帯に関わる要因があることを示した。本節では、特に若年層の貧困化の主因とされる非正規雇用の増加について考察する<sup>23</sup>。以下で重要となる論点は、非正規の増大においても経済環境の悪化だけではなく、社会構造や人口構造の変化が重要なファクターであること、非正規雇用が世帯所得に与える影響は雇用者の性別・年齢・世帯構成によって違い異質性が大きいこと、また、格差拡大の象徴として「若年男性の非正規化」に注目が集まるが、非正規雇用は依然として圧倒的に女性に偏在しており、それが日本における根強い男女格差の根底にあること、である。

図15のパネルAは日本における1985年から2015年までの雇用者数の年次変化を正規・非正規別に示したものである。1992年のバブル崩壊直後まではほぼ毎年、正規と非正規の双方の雇用が純増していたが、1997年の金融危機後に状況が一変し、1998年から2014年までは正規雇用が（2006-2007年の景気回復期を除き）毎年のように大幅に減少しているのに対し、非正規雇用は（2009年を除き）毎年のように増加している<sup>24</sup>。これは低成長期の雇用創出がほぼすべて非正規であったという点で衝撃的である。

ただし、この図が直ちに、低成長期に大規模な「非正規雇用による正規雇用の代替」が起こったことを意味するわけではない。まず、正規労働者の減少と非正規労働者の増加は必ずしも同一の産業・企業・事業所で起きているわけではなく、実証分析においても両者が代替関係にあるか補完関係にあるかについては明確な結論が出ていない<sup>25</sup>。さらに、図15のパ

<sup>23</sup> 非正規雇用については阿部正浩（2010）による優れた調査論文があり、本節もそれによるところが大きい。

<sup>24</sup> 2009年にはリーマンショック後の「派遣切り」によって主として男性派遣社員が減少した。

<sup>25</sup> 正規雇用と非正規雇用の代替性に関する実証研究には、石原（2003）、原（2003）、山口（2011）等があるが、期間・産業・企業規模・非正規の種類・代替性概念によって結果が異な